

《 事務所ニュース 2017年8月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

長時間労働が疑われる事業場に 対する監督指導結果を公表

厚生労働省は、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる23,915事業場に対して実施した、結果を公表しました。今後も月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていきます。

【 監督指導結果のポイント 】

(1) 監督指導の実施事業場：23,915 事業場
このうち、15,790事業場（全体の66.0%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容

〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

① 違法な時間外労働があったもの：10,272 事業場（43.0%）うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間超：7,890事業場（76.8%）

月100時間超：5,559事業場（54.1%）

月150時間超：1,168事業場（11.4%）

月200時間超：236事業場（2.3%）

② 賃金不払残業があったもの：1,478 事業場（6.2%）うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：909 事業場（61.5%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,355 事業場（9.8%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況

〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,515 事業場（85.8%）うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの：14,012 事業場（68.

3%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：2,963 事業場（12.4%）うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：1,313 事業場（44.3%）

求人票の記載内容と労働条件の相違を公表

厚生労働省は、平成28年度のハローワークにおける求人票の記載内容と、実際の労働条件の相違に係る申出等の件数を取りまとめました。平成28年度の件数は9,299件であり、前年度の10,937件に比べ、15.0%減少しています。申出等の内容の上位は、「賃金に関すること」が2,636件（28%）、「就業時間に関すること」が1,921件（21%）、「職種・仕事の内容に関すること」が1,311件（14%）であり、申出等のうち、「求人票の内容が実際と異なる」件数は3,608件（39%）でした。こうした相違に係る相談を受けた場合は、ハローワークにおいて迅速な事実確認、必要な是正指導などの対応を行っております。「求人票の内容が実際と異なる」ものの対応状況については、是正指導の結果「求人票の内容を変更」が982件（27%）、「求人票に合わせ労働条件等を変更」が196件（5%）となっています。引き続き、こうした対応を徹底することにより、求人票の記載内容が適切なものとなるように努め、求職者の方の期待と信頼に応えられる職業紹介等を行っていきます。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行